

答申第54号
令和5年1月27日

高崎市教育委員会教育長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月7日、令和4年2月17日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第232号、第233号、第237号、第238号、第239号
令和元年6月26日付け（第80-12号）「行政文書不存在決定」
令和元年6月26日付け（第80-9号）「行政文書不存在決定」
令和元年8月6日付け（第116-14号）「行政文書不存在決定」
令和元年8月15日付け（第126-1号）「行政文書不存在決定」
令和元年9月27日付け（第175-1号）「行政文書不存在決定」
に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第232号、第233号、第237号、第238号、第239号

答申番号：答申第54号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市教育委員会教育長が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番1から5の（う）欄に記載の年月日に高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番1から5の（え）欄に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件各行政文書」という。）について、別表の項番1から5の（か）欄に記載の年月日にそれぞれ行政文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、別表の項番1から5の（き）欄に記載の決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番1から5の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表の項番1から5の（け）欄に記載の年月日付で弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、別表の項番1から5の（こ）欄に記載の年月日に反論書を提出した。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、別表の項番1から5の(さ)欄に記載の年月日付けで意見書を提出した。

7 口頭意見陳述の実施

審査会は、条例第23条に基づき、本件各審査請求について、別表の項番1から5の(し)欄に記載の年月日に、請求人に口頭による意見陳述を行わせた。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書、意見書、口頭意見陳述において、おおむね別表の項番1から5の(す)欄に記載のとおり主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和4年6月2日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から5の(せ)欄に記載のとおり主張している。

第4 審査会の判断

第232号、第233号、第239号の本件各請求に対応する本件各行政文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、本件各行政文書は、保存年限を経過しているのであるから、保存年限の延長をする特段の必要性を認めなかった以上、高崎市文書取扱規程に基づき保存年限の経過をもってすでに廃棄処理されたものと認められる。また、第237号の本件請求文書は、条例第2条第2号(ア)の書籍に該当するものと認められる。さらに、第238号の本件請求文書の展示解説書は、執筆者の文責によるものであるため、古墳時代の数字や文字について、高崎市教育委員会に理由を記した文書が作成していないことは妥当であり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

したがって、本件各行政文書が不存在であるとした本件各処分に違法はない。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第5 審査会の要望

今後実施機関は、図録・出版物等に記載されている内容について、歴史認識・解釈に関して、後世に残すべき根拠又は証拠を回答できるように作成し保管することを検討すべきと考える。よって、審査会は実施機関が行った決定について妥当であると判断したものではあるが、今後実施機関が公開請求に係る行政文書の特定を行うに当たり、請求内容に複数の解釈が生じるなど疑義がある場

合は、請求人と可能な限り意思の疎通を図るなど、より一層の適正処理に努めるよう要望する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
令和3年12月7日 令和4年2月17日	諮問
令和4年6月2日	実施機関説明 調査、審議
令和4年8月24日	口頭意見陳述 調査、審議
令和4年12月15日	答申調整
令和5年1月26日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	本島 久仁倫